

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

脳卒中、心臓病その他の循環器病（以下「循環器病」という。）は、国民の主要な死亡原因となっています。循環器病には、虚血性脳卒中（脳梗塞）、出血性脳卒中（脳内出血、くも膜下出血など）、一過性脳虚血発作、虚血性心疾患（狭心症、心筋梗塞など）、心不全、不整脈、弁膜症（大動脈弁狭窄症、僧帽弁逆流症など）、大動脈疾患（大動脈解離、大動脈瘤など）、末梢血管疾患、肺血栓塞栓症、肺高血圧症、心筋症、先天性心・脳血管疾患、遺伝性疾患等、多くの疾患が含まれます。

令和2年の人口動態統計によると、心疾患は死亡原因の第2位、脳血管疾患は第4位と上位を占め、循環器病としては悪性新生物（がん）に次ぐ死亡原因となっており、年間30万人以上の国民が亡くなっています。

このような状況を鑑み、健康寿命¹の延伸等を図り、あわせて医療及び介護に係る負担の軽減に資するため、予防や医療及び福祉に係るサービスの在り方を含めた幅広い循環器病対策を総合的かつ計画的に推進することを目的として、「健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法（以下「基本法」という。）」が平成30年12月に成立し、令和元年12月に施行されました。

また、国は循環器病対策の基本的な方向を示す「循環器病対策推進基本計画（以下「基本計画」という。）」を令和2年10月に策定しました。

県は、基本法の規定に基づき、国の基本計画を踏まえ、「大分県循環器病対策推進計画」を策定し、本県の実情に応じた循環器病対策を総合的・計画的に推進していくこととします。

2 計画の位置づけ

本計画は「基本法」第11条第1項に規定する都道府県循環器病対策推進計画であり、大分県医療計画、大分県健康増進計画「第二次生涯健康県おおいた21」、大分県高齢者福祉計画・介護保険事業支援計画「おおいた高齢者いきいきプラン」など関連する計画との調和を図ります。

3 計画の期間

本計画の期間は、令和4（2022）年度から令和5（2023）年度までの2年間とします。それ以降は、県医療計画の計画期間にあわせて見直しを行います。

¹ 健康寿命とは、健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間のこと。